

ITU-R JTG4-5-6-7会合報告

○会合概要

開催日	2012年7月23～27日
開催場所	ジュネーブ(スイス)ITU本部
参加者	議長: Ewers氏(ドイツ)。参加者約250名。 日本からは、総務省移動通信課技術企画官を団長に、総務省、NTTドコモ、KDDI、イーアクセス、JAXA、ARIB、NHK(久代)の計12名。

JTG4-5-6-7は、1月に行われた世界無線通信会議WRC-12で決定された次回のWRC-15の議題1.1と1.2を検討するために設定された作業グループで、4つの関連する研究委員会(SG4～7)のメンバーを中心に構成されている。今回が初めての会合。参加者が多く、ITUの会議場では収容しきれなかったため、隣接するジュネーブ市の国際会議場(CICG)にて開催された。

JTG4-5-6-7が担当するWRC-15(世界無線通信会議)の議題

議題1.1 IMTへの世界的な周波数の分配および他業務との共用の検討

議題1.2 第1地域(欧州・アフリカ)での694-790MHzへの移動業務(IMT)への分配にあたっての共用のための技術的・運用面での検討

○会合の主な結果

(1) サブワーキンググループの設置

JTGには作業を行うサブワーキンググループ(SWG)が設置された。設置されたSWGは以下の3つ。

- ・SWG1: 2014年に開催されるWRC準備会合(CPM)に提出する報告書の文書を作成
- ・SWG2: 放送業務(SG6)に関わる検討を実施

今会合ではSWG2配下に、放送との共用・両立性検討を行うサブ・SWGが設置され、今後の作業スケジュールが策定された。次会合以降、寄与文書に基づき、候補周波数における、放送と移動業務の検討が行われる予定。

- ・SWG3: 地上業務(SG5)に関わる検討を実施

旧共産圏では、議題1.2の周波数帯で、ARNS(航空無線航法業務)が運用されているため、これとIMTの共用に向けた検討が始まった。

(2) 作業計画(Work Plan)の策定

今回を含め2014年7月までに6回開催予定の会合での作業内容が決定された。次回11月会合から、IMTとの共用・両立性検討が開始されるため、次会合以降に各主管庁からIMTの候補周波数を提案することが求められている。

(3) 共用・両立性検討に用いられる勧告・レポートの集約

WRC-12で定められた決議232では、議題1.2で共用・両立性検討に用いられる保護基準等の情報をJTG4-5-6-7に提供する期限を2012年12月末と定めている。これに基づいて、各SGからJTGIに提供されたITU-R勧告、レポートのリストの集約が行われた。今会合は、 \times 切前のため、このリストは更新される可能性がある点が付記されている。

○今後の対応

今会合では、今後の作業を行う枠組みやスケジュールの議論が中心に行われた。日本の放送に直接関連する議論は行われなかったが、各国からのIMTへの候補周波数の提案の内容によっては、放送周波数の他にもFPU, STLなど放送に関連する周波数が議論の対象になる可能性があるため、動向を注視して、影響の出ないように対応する。

次回会合は、2012年11月にジュネーブで開催される。

以上



総会の様子

ジョイントタスクグループ 4-5-6-7(JTG4-5-6-7)の国内検討体制について

2012年1月23日～2月17日に開催された世界無線通信会議(WRC-12)において、2015年に開催予定のWRC-15の議題として、IMT及び他のモバイルブロードバンドの周波数関連事項に関する検討(議題1.1)及び第1地域での694-790MHzにおける移動業務への使用に関する検討(議題1.2)が決定され、WRC-12直後に開催されたCPM15-1会合において、当該議題に関する技術的検討を行うジョイントタスクグループ4-5-6-7(JTG4-5-6-7)の設置が決定された。

本会合については、我が国としても積極的に対処していく必要があることから、情報通信審議会情報通信技術分科会ITU部会地上業務委員会に下記のとおり対応ワーキンググループを設置し、検討体制を確保するものとする。

記

1 名称

「JTG4-5-6-7 対応ワーキンググループ」

2 所掌

- ・JTG4-5-6-7に提出する日本寄書案についての検討
- ・JTG4-5-6-7の対処(外国寄書審議表、対処方針等)についての検討

3 構成員

衛星・科学業務委員会、地上業務委員会及び放送業務委員会の主査が指名する者を構成員とし、その中から各委員会主査が合意した者を主任とする。

なお、JTG4-5-6-7 対応ワーキンググループの事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課が行うものとする。

4 寄書提出方法及び対処方針策定

JTG4-5-6-7 対応ワーキンググループが準備した日本寄書案及び対処方針案については、地上業務委員会の審議を経るものとし、必要に応じて衛星・科学業務委員会及び放送業務委員会の審議(メール等による審議を含む。)を経るものとする。

JTG4-5-6-7 対応ワーキンググループの位置付け

